【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成19年10月17日

【事業年度】 第20期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社フライトシステムコンサルティング

【英訳名】 FLIGHT SYSTEM CONSULTING Inc.

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿4-6-1

【電話番号】 03-3440-6100

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿4-6-1

【電話番号】 03-3440-6100

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部担当 松本 隆男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年7月4日に提出いたしました第20期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】 第4【提出会社の状況】 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (8)株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項
 - ①中間配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。

②自己株式の取得

当社は、機動的に自己の株式の取得を行うため、会社法第165条2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(訂正後)

- (8)株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項
 - ①中間配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。

②自己株式の取得

当社は、機動的に自己の株式の取得を行うため、会社法第165条2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

③取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条 1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。) 及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定 めております。